様式第３号（第４条関係）

土地賃貸借契約書

賃貸人さぬき市（以下｢甲｣という。）と賃借人　　　　　　　　（以下｢乙｣という。）は、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（貸付物件）

第１条　貸付物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 地目 | 区画数 | 摘要 |
| さぬき市津田町津田１０１０番地１０の一部 | 宅地 | 区画 | 区画番号 |

（土地の用途）

第２条　前条の土地は、乙において駐車場の敷地の用に供するものとし、この目的以外の用に供し、又は利用権を他に譲渡し、若しくは転貸しないものとする。

（利用期間）

第３条　利用期間は、　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。ただし、利用期間を更新しようとするときは、利用期間満了１か月前までに文書をもって甲に申し込むものとする。この場合、更新できる期間は、１回の更新につき１年以内とする。

２　乙は、利用期間の途中において借受けを中止しようとするときは、事前に文書をもって甲に届け出るものとする。

（利用料金）

第４条　利用料金は、１区画につき１か月当たり３，０００円とし、甲が発行する納入通知書により指定期日までに支払うものとする。ただし、４月末日までに利用料金の１２か月分を一括して支払う場合は、年間利用料金の５パーセントを割り引くものとする。

２　利用期間のうち、利用開始月又は利用終了月においてその日数が１か月に満たない場合、その月における利用料金は、日額１００円にその日数を乗じて得た額とする。

（管理等）

第５条　乙は、借り受けた駐車場の区画を善良な管理者の注意を持って管理するように努めなければならない。

２　乙は、駐車場の形状に変更を加えてはならない。

３　甲は、駐車場の補修をするときその他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用の制限、駐車位置の変更等を行うことができる。

４　甲は、前項に規定する使用の制限を行う場合は、乙に対して１か月前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（責任の所在）

第６条　甲は、駐車場における車両の盗難、損傷その他天災等不可抗力による損害については、賠償の責めを負わない。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

２　甲は、駐車場に駐車した車両内に留置された貴重品その他の物品に関する損害については、賠償の責めを負わない。

３　駐車場の施設若しくは設備又は他の車両に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき理由によるものでないことを証明した場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第７条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、土地賃貸借契約を解除することができる。

(1) 乙が利用料金を滞納したとき。

(2) 乙が他の車両の駐車を妨げる行為又は駐車場の管理上支障を及ぼす行為を行った事実が明らかになったとき。

(3) 駐車場用地を公用又は公共の用に供するとき。

(4) 駐車場用地を処分することを決定したとき。

（疑義等の決定）

第８条　この契約に関して疑義があるときは、両者協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲

さぬき市

さぬき市長　　　　　　　　　　印

乙